

|  |                             |      |      |  |
|--|-----------------------------|------|------|--|
| 件名   | インボイス制度導入中止を求める意見書の提出に関する陳情 |      |      |  |
| 提出者<br>住所氏名  | 墨田区東駒形<br>墨田民主商工会 会長 L      |      |      |  |
| 受理年月日  | 令和5年1月30日                   | 受理番号 | 第11号 |  |
| <p>要旨</p> <p>政府及び国会に対してインボイス制度導入中止を求める意見書を提出してください。</p> <p>(理由)</p> <p>政府は、本年10月1日からインボイス制度の実施を決定しました。</p> <p>インボイス制度とは、消費税の納税を現在免除されている年間売上げが1,000万円以下の事業者に課税業者となることを迫るものです。課税業者の仕入れ先に免税業者がいるとインボイスがもらえません。インボイスがもらえないと、仕入れに掛かった消費税を控除せずに納税しなければならないため、それを避けるために免税業者が取引から排除され、倒産、廃業に追い込まれるおそれがあります。日本商工会議所も「仮に、同制度が導入された場合、免税業者が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力等を受けたりする懸念がある」としています。インボイスは、消費税の変更を伴わない増税策とも言えます。</p> <p>インボイス制度の影響を受ける売上げが1,000万円以下の小規模事業者、フリーランス、農家、シルバー人材センターで働く高齢者等は、全国で1,000万人、墨田区で7,000人はいると思われます。そのうち何人が廃業に追い込まれてしまうのか、予測すらできません。</p> <p>また、売上げが400万円のサービス業の場合、所得税と合わせた税負担がほぼ2倍となってしまいます。領収書一つとっても、発行や修正に手間がかかり、帳簿のほかに7年間の保存義務があるなど、小規模事業者にとってインボイス制度は負担となるばかりです。インボイスに関する政府への意見書を提出した自治体は、昨年9月までに289に達し、齋藤健法務大臣は、大臣就任2日前まで、自身のサイトで「インボイス制度導入は延期すべし」と表明していました。</p> <p>今、世論は、インボイス制度中止の声で満ちあふれています。墨田区議会におかれましても、小規模事業者、フリーランスが営業を続けていけるように、インボイス制度導入の中止を求める意見書を政府及び国会に提出していただけるようお願いする次第です。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |                             |      |      |  |